

98

特222

74

論集「今後の社会」

ナチ政権と資本家及び大衆

思想研究所



0005496000

0005496-000

特222-74

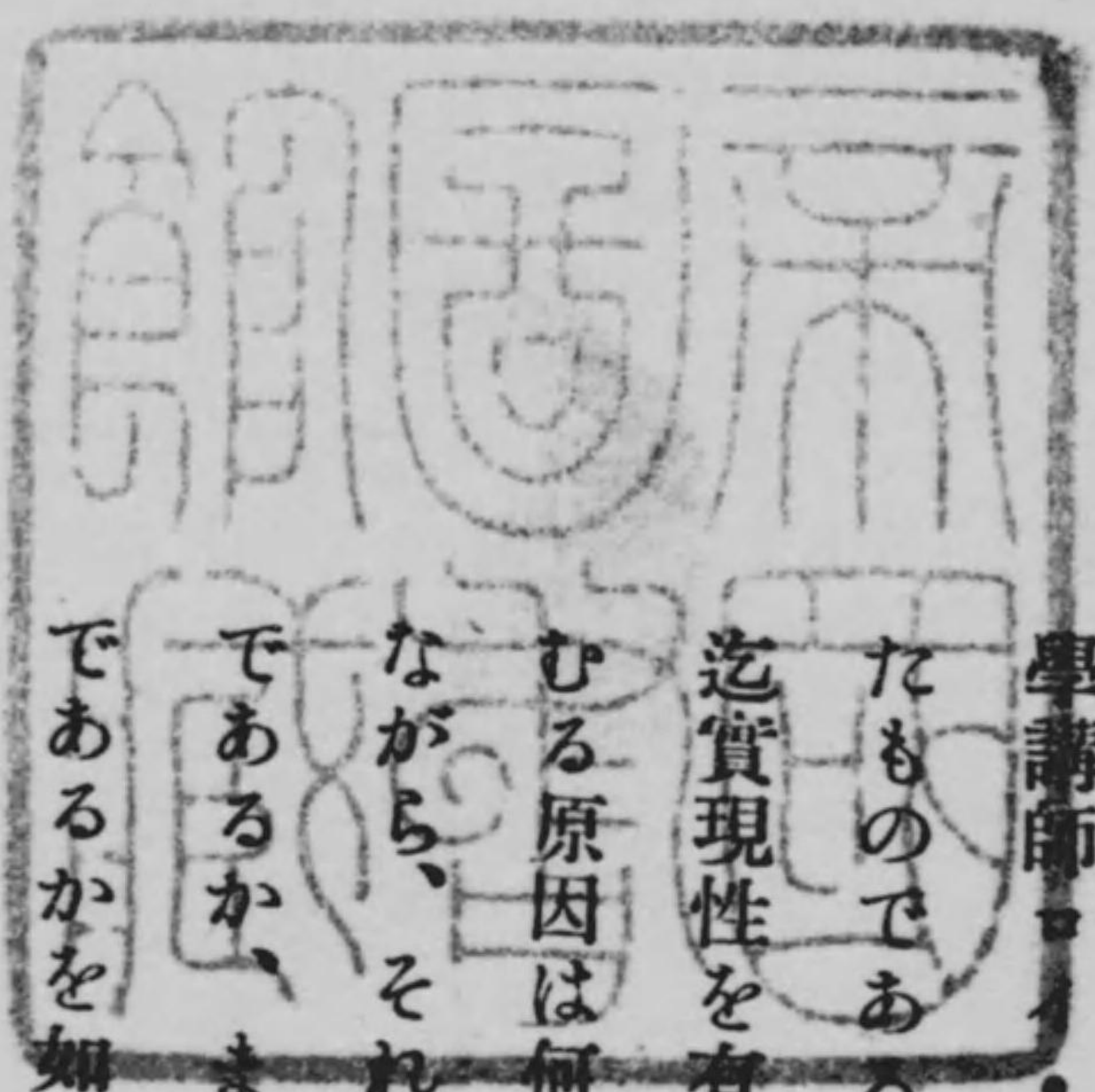
ナチ政権と資本家及び大衆

思想研究所

昭和11

ABC

222
74



本書はナチ政権が國民の經濟生活に如何なる變化を
 與へたかを、簡潔に示さんが爲に、ケムブリツヂ大
 學講師、バスカル氏「ナチ獨裁」中から譯述し
 たものである。ナチの二十五ヶ條の綱領はどの程度
 迄實現性を有つてゐるか、その實現を不可能ならし
 むる原因は何處にあるか、或は實現不可能を承知し
 ながら、それを綱領に掲げなければならぬのは何故
 であるか、またナチの如き獨裁の陥るべき陥穽は何
 であるかを如實に示してゐる。此の如きナチの弱點
 の分析には、吾人の反省を促すものがある。譯述者
 は前きにドイツに留學した少壯教授。



目次

一 資本家

二大政策の對立	一
大資本家ティツセンのヒットラー支持	二
ティツセンの覇權獲得	四
ナチス急進派の沒落	六
ティツセン派の躍進——大産業主義の勝利	八
カルテルの強化	一〇
カルテルの支配權は大會社の掌中に	二三

「公正」価格は大資本家の利益……………一三
 價格騰貴と大衆の不滿……………一六
 大資本家支配の組織化……………一八
 銀行國有の否定……………二〇
 指導者原理と獨占の強化……………三三

二 労働者

労働者に對する阿諛と脅迫……………二四
 社會主義は仕事なり……………二七
 失業救済案……………二九
 労働戦の主目的は資本主義の復興……………三三

結婚奨励金と婦人労働者の失業……………三三
 青年労働者と労働訓練所……………三五
 移動労働者に對する打撃……………三六
 労働訓練所の労働奉仕……………三七
 農村補助労働者及び賃仕事……………四〇
 統計に表れない失業者數……………四二
 ナチス失業者對策の基本的原則……………四三
 失業對策強行の方法……………四四
 小土地賦與の計畫……………四八
 生産の發展と労働者の消費力……………五〇
 労働階級の貧窮……………五三

労働組合の破壊……………五三

労働評議員と委員評議會……………五五

プロレタリア克服の失敗……………五八

選挙の真相……………五九

勞資對立の尖鋭化……………六一

三 農 民

農民は國家の基礎……………六四

土地問題と地主階級……………六五

世襲農地法……………六八

農村に於ける階級闘争……………七一

農業原料の自給自足……………七三

強制カルテル法の適用……………七五

公定價格と生産割當……………七六

四 小 市 民

ヒットラー運動と下層中産階級……………八〇

小商店と大商店……………八三

實業中産階級闘争同盟……………八四

闘争同盟の解散……………八七

現存經濟機構の強化……………八九

大商店の保護……………九一

小賣商の價格釣り上げ……………	九二
小賣商の共同購買組合……………	九三
欺かれた下層中産階級……………	九七

一 資 本 家

二大政策の對立

ドイツ經濟生活の再建は、國民社會主義革命と共に始まつた。否、むしろ、この革命は、ドイツ經濟再建の一部であつたのである。二つの明白に對立した政策が革命前の共和國下の産業界にあつたが、それは危機が深化するにつれて、益々和解し難いものになつた。即ち一つは、外國の金融的援助に對する返報として對外義務を認め、外國資本の上にドイツの繁榮を建設せんとする所謂、義務履行政策であり、それは勞働者階級からの抵抗を恐れて『國民的』努力及び經濟へのより以上の要求を出來得る限り回避せんとするものであつた。之に反し、シャハトを最もすぐれたる代辯者とするもう一つの政策は、より以上の負債に反對して、

ドイツの弱點を克服せんがために國內の再組織を要請せるものであつた。而てこの再組織はドイツ國民に對する大なる負擔を意味し、負擔の増加に反對する總ての政治的社會的團體の解散を意味した。履行政策の信奉者にとつては、ドイツ農業の問題は、主として社會問題であり、失業と負債との問題であつた。攻勢的な國民主義者にとつては、それは一つの政治問題であり、戰時に於ける國民的自給自足の問題であつた。ヒットラー主義はこの後者の政策の政治的一面であつたのである。

大資本家ティッセンのヒットラー支持

これら二つの政策は、政治及び經濟生活の全分野に於て對立してゐた。ドイツ經濟の心臓たる大製鋼トラスト及びその同盟會社に於て、生産と分前とが低落し

その災害がその附屬事業を侵すにつれて益々公然たる鬭争にまで發展した。大株主の一人たるオットー・ウォルフは、協調政策を代表して、外國資本、就中フランス資本と結んで産業を強化せんと目論み、ドイツ銀行の強力な背景を利用して、フランス重工業と取引を開始し、すでに、リュクセンブルグ工業と結合した。彼の反對者であるティッセンは、外國資本の支配を破壊し、不平等な妥協を強ひられることなく、經濟的に世界を征服しようと企てた。彼は、外國資本に挑戦し、ドイツの負債を廢棄し、その結果起る國際的緊張並びに戰爭準備によつて、儲けようとした。オットー・ウォルフは、ライン地方のカトリック教徒と密接に接觸し、その有力な代表者をブリューニングに見出した。これに反し、ティッセンは、自分の政策がドイツの新しい社會的經濟的組織を必要とすることを認め、總ての大産業家の中でヒットラーを最も積極的に鼓舞し支持して、宣傳を行ひ、而て國

民社會主義の莫大な基金を集めたのは彼であつた。

テイッセンの覇權獲得

ヒットラーの政權獲得はオットー・ウォルフ一派に對するテイッセンの勝利の象徴であつた。反ユダヤ人闘争はウォルフの同盟者であるドイツ銀行の總裁オスカ・ワッサーマンを却け、ウォルフの提携者オットマール・シュトラウスとシルバールベルグの地位をくつがへすために利用され、一年後、ウォルフ自身、ドイツ銀行の指導權を失つた。それからテイッセンは、シャハトの援助によつて、自己の權力が支配的になるやうな方法でドイツ産業を再組織しはじめた。即ち彼は製鋼トラストを擴張したが、その結果は、一九三二年にブリュニングの處理によつて過半數を占めてゐた政府株が小數になつて了つた。而も破産に瀕した彼の會社

の若干は、製鋼トラストに合併され、その結果製鋼トラストの新組織に於て、テイッセン自身が一八%の株を所有し、個人株主中以前の第三位から、第一位にのぼつた。加之國民社會主義運動と密接に結合することによつて、彼れは二二%に達する政府株の支配權を與へられ、かくして、製鋼トラストの事實上の王者となつた。オットー・ウォルフは、かゝる事情で比較的重要ならざる地位に追ひやられ、僅か九%の株を所有するのみになつた。これと同時に、テイッセンは一九三三年七月、ライン地方に於ける二つの強大な資本家聯合會の議長になつた。しかし、單に經濟的支配のみでは、テイッセン及びその一派は満足しなかつた。彼等は行政上及び政治上の權力を確保しなければならなかつた。そして、その第一歩として被傭人と下層の中産階級とを代表してゐた舊聯邦經濟會議を廢止し、之に代ふるに地方經濟會議を以てした。議長には産業資本家クルツ・フォン・ポ

レンがなり、その構成は次の如くであつた。即ち、四人の銀行家、九人の大産業の代表者、二人の大地主、それから労働者階級からは唯一人の代表者として、「労働戦線」指導者ライ博士が参加した。

ナチス急進派の没落

國民社會主義者の急進分子は、この産業と銀行との権力の強化を防止しようと試みたが、あらゆる努力の結果は、單に事實を偽装するのみであつた。ナチスの經濟問題に對する専門家、オットー・ワアゲナーは、國民社會主義運動のために資本家を利用しようとし、國民社會主義者をドイツ聯邦産業聯盟の重要なる地位につけた。そして、一時、該聯盟議長から、クルップを辭任させ、彼の腹心の一人を代らせた。彼れは、更にすゝんで、労働者の代表が資本家と同席するドイツ

産業聯合をつくる準備をした。しかし、これは行き過ぎであつた。彼の改革は、すでに、フーゲンベルグが經濟大臣であつたときに起つたのであるが、最近、國民社會主義の歸依者となつたドイツ最大の保險會社社長シュミットがフーゲンベルグの後を襲つて大臣となるや、直ちに、ワアゲナーから黨の地位を剝奪し、該聯盟に於けるワアゲナーの腹心達を誅首した。そして、長い實務上の經驗をもつ機械工場の支配人、ウイルヘルム・ケブラーがワアゲナーに代つた。この變動によつて、労働者と資本家を一つの團體に結合せんとするあらゆる企圖は廢棄された。ライ博士が云つたやうに、國民社會主義は組合國家をつくらうとするものでなくて、國民主義國家を作らうとするものである。而てクルップは資本家聯盟の議長の地位にもどされた。該聯盟は單純に資本家の聯盟であるに過ぎないが、全國産業聯合なる名前を保持してゐた。かく國民社會主義急進分子の退潮につれて、

大商店への攻撃も挫折した。

テイツェン派の躍進——大産業主義の勝利

テイツェンは更にすすんでドイツ産業の支配権を確保した。プロシヤの首相ゲーリングは、彼を州の顧問官に任命し、ウエストファリア及びルール地方の全産業に關する完全な権力を與へ、全ドイツに於て、最も重要なこの地方に於ける全經濟問題は、残らず彼の責任に置かれた。而てこの地方の國民社會主義の指導者達は、彼への絶對的な忠實と服從の宣言を公にした。十一月の國會選舉に於て、彼のたてた候補者達は、その地方の黨候補者名簿の首位を占めた。即ち彼の支配人で、後にドイツ産業の一つの主要團體の指導者となつたフェグラート、彼の同僚で、鐵鋼王にして、ドイツ銀行の理事たる、シムブリングホルムの二人は國民社會主義黨

の地方候補者となつた。ゲーリングは、テイツェンの一會社の總支配人の息子であるテングルマンを經濟顧問にした。又テイツェンの古くからの同僚であるフリックは、中部ドイツの産業支配権を與へられた。

しかしながら、國民社會主義革命は單にテイツェンの個人的利益のみではなかつた。それは丁度インフレーション政策が單にスチンネスの個人的利益のみでなかつたと同じ様に、結局それは攻勢的重工業の勝利であつた。即ちそれは資本主義的繁榮に對する障害を除去せんとするものであつた。労働組合は破壊され、勞資間の凡ゆる衝突を解決すべく、政府によつて任命された官吏である労働評議員によつて、すべての行政機能が代行された。工場委員會は廢止され、傭主は「自分の家の主人」となつた。すべての労働者階級の政治的團體は彈壓され、大産業主義によつてドイツ經濟を再組織する道程は明らかであつた。即ちナチスが必要

な行政的地位を獲得した後の建設計畫の最初で決定的な仕事は、強制カルテル法の制壞であつて、この法律によつて、ドイツ産業の全體は大資本家の直接支配下に置かれたのである。

カルテルの強化

ドイツ産業中で最重要なものは、ヒットラーの政權獲得以前に高度にトラスト化乃至カルテル化されてゐた。戦前から、石炭と苛性加里とのシンジケートがあつて、それらは國家の監督下に置かれ、全生産者は國家に屬せしめられ、國家は種の事業に對して、生産の割當と價格とを決定してゐた。彼れの政權獲得後、これ等のシンジケートは、これらの産業に従事せる労働者の權力を縮小し、且つ自らの支配權を集中するにやうに改革された。テイッセンの處置によつて、製鋼トラスト

トは一層包括的になつた。電氣工業は事實上、シーメンス・コンツェルンに結合され、またフィルム工業の如き他の産業に於ても、獨占團體が生産を支配した。多くの産業に於て、カルテルは共和國の時すでに一千以上も存在してゐたが、それらの地位は、カルテルのメンバーにとつて満足なものではなかつた。外部の者が常にカルテルに挑戦し、而てカルテルは危機に際して分裂し、猛烈な價格競争に陥ることによつて脅かされた。多くの場合に於て、互に敵對せるカルテルは、例へばケーブル及び製紙工業の如く共倒れになつた。強制カルテル法は、この缺陷を終焉せしめんとするものであつて、政府は權力を以て、すべての同種事業をして強制的にカルテル化させたが、その目的とする所は、價格の決定、凡ゆる工場に對する割當率の決定、並びに事業擴張及び新工場建設の禁止であつた。如何なる會社と雖も、かゝるカルテル外に止ることを許されず、カルテル協定を破つ

た會社に對しては、嚴罰が與へられた。

カルテルの支配權は大會社の掌中に

二十以上の産業がこの法律の下にカルテル化されたが、その中には、ガラス、電線、黄麻、石鹼、紙、鐵器、陶器、煙草、澱粉、鹽、眞鍮、チョコレートと菓子、織物、ゴムタイヤ及び無電受信機の如き諸産業があつた。その一般原則は、國家は諸産業を強制してカルテルを形成せしめるが、それ自身カルテルに於て表現されるべきでなく、事業に於て「無機的」(即ち有機的でない)役割を演ずべきでないといふことであつた。その權力は、自發的に、價格の検査と承認及び必要な場合の干涉權に限られてゐる。カルテルの政策は、製造業者自身の掌中にあり、而て最大の支配權は最大の會社に屬する。その直接の効果は物價の釣上げである。外國

市場に對する産業原料品及び半製品の卸賣物價指數は、一九三三年七月に比し一九三四年六月は、平均六六・四%で、國內市場に對するそれは一〇三・六%であつた。政府の宣言によれば、物價はカルテル化によつて影響されるものではない。しかしながら『總ての商業上の不正行爲の中で最も馬鹿げたもの』と織物工業全國聯合の理事が云つたところの物價切下問題に關して、産業の指導者達が如何に多くの論争をなしたかは、重要なことである。

「公正」價格は大資本家の利益

カルテルは競争の排除と『公正』なる價格の決定の二つの目的をもつてゐる。前者の目的は、『小企業』をひきつけるために企てられた諸々の國民社會主義の宣傳に直反對なものである。國民社會主義國家に於ては、如何なる批判も許されてゐないけれども、黨をしてその以前の政策を想ひ起さしめるところの不平の聲が

聞かれたのであつた。例へば黨機關紙フェルキッシェル・ベオバハター(一九三四・三・二二)の論説には、次の如くのべてゐる。「一九一〇年の苛性加里シンジケートの結成以來、このシンジケートに於ける諸苛性加里會社の目的は、他の産業諸部門に於けるが如く、新市場を獲得したり或は廉價にしてよりよい生産の形式を發展することではなくて、全苛性加里生産の割當量をして、増大せしめることであつた。」カルテル内の主要な活動は、小會社を金融的に支配するための大資本家間の策謀である。これは、既に新カルテルのあるものに起つたことで、大資本家は、弱體産業に投資して彼等を強化せんとした。そして、割當量に關し諸産業に於て種々の困難が発生し、小會社は當然受くべきものを得られなかつたと不平を云つた。(その結果、煙草カルテル會長の辭任をひき起したドレスデンの煙草工場はその一例)

産業界に於ては、婉曲に呼ばれたる『公正價格』の原則に對する二三の不平が起つてゐる。あらゆる大資本家は、固定價格とその安全と權力との保障を欲するものである。それに関して、四月六日のフランクフルター・ツァイツング紙は、生まぬるい、不徹底な譴責をやつてゐる。それによると、同一規模の工場に於ける相對的生産費は、公式發表の數字を基礎にして比較すれば、非常に異り、同じ過程でも或る工場と他の工場では、二倍乃至三倍も違ふ。そこで、公正價格の問題はあり得ないし、價格切下げが不正であるとも亦むやみに云へないといふ結論になる、と。かくの如き昔の自由主義時代に屬する論説は、ドイツに於ては顧られなない。しかしながらそれは次のことを示してゐる。即ちカルテルの價格決定は、すべての企業に利益を保障するが、同時に技術的進歩の刺戟を奪ひ、種々な點で、世界市場に於けるドイツの地位を弱めるであらう。

価格騰貴と大衆の不満

カルテル政策はドイツ經濟生活の多くの分野に反響をひき起した。石鹼工業に於ては、若干の工場から大反対があつた後、カルテルが結成された。価格は、ドイツの獸脂を強制的に使用することに基いて決定されたが、それは外國のに比べるとかなり高いものであつた。それから、カルテルは、ドイツの自給自足を強化するために利用されてゐる。更に、陶器カルテルに於ては、價格決定後、商人が、安物陶器類の價格釣上げに反対し、而て最高價格設定に努力したが、失敗に歸した。特に大衆間に不平の聲がつけられたが、それは、一九三四年六月に行はれた『民衆の不平』に對する黨の運動の原因の一つであつた。消費財の價格は、一年間に指數が一〇九から一一五に騰貴した。生活費指數は、一九三三年六

月から三四年六月の間に、食料品價格を四・三%、衣服の價格を四・二%騰貴させた。反対に、小賣の賣上高は、一九二八年の指數を一〇〇として、一九三二年の六六から三三年の六〇に低落し、尙、その後も大凡、後者の數字に止つてゐる。配當と利潤は一率によくなつてゐるが、下層階級並びにその消費力に依存してゐる商人の状態は、ますます悪化してゐる。

大資本家支配の組織化

産業内のカルテル化に照應して、國民社會主義國家は、産業を有力な資本家の集中的支配の下に置く資本家聯盟の再組織を行ひつゝある。三十四年二月二十七日商工大臣は、國家に對して直接責任を負ふ指導權の下に、すべての商工業聯盟を組織する權限を與へられた。彼は、現存の聯盟を廢止或は強化し、その會長を免職せ

しめ、その代りに自己の指名者を置く権限を與へられた。彼は總ての企業をして強制的に聯盟に加入せしめることも出來た。國民社會主義者として經濟問題の専門家であるケスラーは、この再組織の任務を與へられ、そして産業は、十三の主要部門に分割され、その各々は更に細分された。これ等の部門は各々その能力に於て當該産業に影響する一般的問題をもつべきである。彼等は大企業によつて指導される地方經濟會議や、それと同様な組織と結びついてゐる。例へば、第十の銀行及び金融部門の指導者は、銀行家オットー・フィッシャーであり、而てその中の細部門たる私立株式銀行の指導者として、彼はコメルツ・ウント・プリファートバンクの理事、フリードリッヒ・ラインハルトを、私立銀行の指導者として、シュレーデルを、私立擔保銀行の指導者として、ババリヤ擔保銀行の理事シュライエルを任命した。第四の機械工業部門は、指導者として、ティッセンの支配人フェ

グラールを有ち、第二の鐵及び金屬製品部門の指導者は有名なゾーリンゲン鐵鋼工場取締役であり、エッセンの商業會議所會頭等々を兼ねてゐるハルトコップである。

同様に、輸出貿易一般は、フランクフルト商業會議所會頭で、同地方の勞働評議員をやつてゐる國民社會主義者のリュエル博士の指導の下に組織されてゐる。豫備的段階として、輸出の商品並びに數量に關する詳細な報告が、輸出業者から徴せられ、而て輸出に對して割當制を行ふことが提案された。又標準價格で輸出する會社に猛烈な非難が浴せられた。ドイツの價格が外國生産者と競争するにはあまりに高すぎ、且つドイツが外國舊市場を失ひつゝあると云ふ事情から、輸出貿易のカルテル化に於ける困難は増大してゐるのである。このことはハムブルグ輸出貿易會議に於けるシーメンス・シュツケルトの理事、ライスの演説によつて

強調された。輸出貿易は、國家に奨励金の下附を望んでゐるらしい。しかしこゝで我々は、大資本家が組織を支配する有力な事實を見るのである。ライスは上記の演説に於て、小貿易業者が排除され、大生産者が自ら貿易をすることを暗示してゐる。若しドイツの輸出貿易が救済されるならば、それは小貿易者の犠牲に於てであらう。

此の如く、ヒットラー政権下のドイツ産業は益々トラスト化され、トラストの國有化を要求してゐる黨綱領第十三條（註——我等は總ての既に合同化された企業「トラスト」の國有化を要求す）は無残にも裏切られたのである。

銀行國有の否定

次ぎにナチスのデマゴギーが手ひどく打ちのめした銀行はどうか？ 一九

三三年の夏、ドイツの銀行組織を調査し、國民社會主義の精神に則つて、その改革案を提出すべき委員會が任命された。その年の終に、この委員會の議長たるシャハトは「銀行の國有化を勧め得ない」と云ふ決論に到達したことを報告した。それに関して、該委員會のメンバーは共和國の金融委員會の委員であつた舊銀行家の一團であつたと云ふ非難が起つた。しかし、ゲッベルスの機關紙、デア・アングリツフは満足の意を表し、而て商工大臣シュミットは、利子を低下させるやうな論議の中止を勇敢に宣言した。最後にシャハトは一九三四年二月二十二日の銀行會議の席上で、政府は過激な手段をとる意志がないと聲明して、總ての不安を一掃した。そして、シュレーデルのやうな民間銀行家が、銀行部門の組織に關する權限を與へられた。

指導者原理と独占の強化

指導権の原則は、ナチスの指導者達が言明してゐるやうに、單なる道德觀念ではない。それは經濟分野に於てその現實性を有つ。即ちそれは總ての権力は大資本家にとりふことを意味する。カルテル政策は、そのカルテル中で最も大にして有力なメンバーによつて支配される。カルテルの根本原則は、競争の排除と、現存經濟力の保障である。自己防衛のための第二の手段として、大資本家は、政治的團體の組織を有つ。これ等の團體の指導者達は必要な場合以外は、カルテル事業に干渉すべきではない。これ等の指導者達は、總て大會社、大事業及び大銀行のメンバーであるが、彼等が干渉を必要と考へた時には、自己の目的の爲に、國家權力の全部を適用することが出来る。これは、國民社會主義原理の結果であつ

て、マルクスが明言した産業獨占化の過程は、國民社會主義によつて急激に、しかも無殘に促進せられるのである。國民社會主義國家は獨占資本の國家である。

二 労働者

労働者に対する阿諛と脅迫

國民社會主義運動の總ての公的勢力は労働階級に集中せられた——労働者の組織を粉碎したり、又これらの組織が彼等の眞の利害を害ふものであることを労働階級に示すことに集中された。労働者會議は頻繁に開かれて演説が行はれ、工場に於て機械の運轉中止中にはラヂオ放送が行はれた。労働者階級に對する阿諛は止まる所を知らず「労働を名譽とし、而て労働者を尊敬せよ」といふ不斷の呪文が唱へられた。一九三四年のメーデーの示威運動にはゲーリング自ら労働者と並んで行進し「労働戦線」指導者ライ博士は全土を駆け廻つて無数の工場を訪れ、勞

働者と握手した。ヒットラーは國民社會主義黨の全目的が労働者に仕事を確保するにあると宣言し、「國民社會主義は労働を尊重する」と叫んだ。ほんたうの所労働者はこんな事を聴きたくはない。労働者はメーデーに對して報酬を得なければならぬ。又行進に加はることを立證するために工場に整列しなければならぬ。若し行かない場合には、刑罰で脅かされねばならぬ。黨指導者達の放送演説を聴かない者は收容される。しかし、第一のことは演説を傾聴することであり、而てこの點に於て國民社會主義黨は成功であつた。然らば黨は労働者に何を云はねばならぬのか？

一九三三年五月二日労働者の組織中、最後まで残つた労働組合がナチスに依つて没收されて後は、ドイツ労働階級の地位は幸福なものではなかつた。彼等の政黨は非合法として破壊され、労働者の中で最も戰闘的なのは、工場委員會に

よつて解雇された。彼等はその賃銀や生活條件に關する如何なる攻撃に對しても無力であつた。國家は彼等から政治的自由を剝奪し、雇主は彼等に如何なる脅威をも與へることが出来た。而して労働者と雇主との間には主として中産階級出身の労働評議員が存在し、賃銀率や労働條件に關する總ての事項について最後の責任を有してゐたのみであつた。労働階級の新たなる指導者たるナチスのライ博士が國家は今や労働者の保障者であり、且つ彼等の利害に特別な考慮をばらふものだといふことを再保證したが、それは大した慰めではなかつた。國家は又雇主を保證し、トラストを強化し、カルテルを創造した。そして政治犯人收容所の囚人の大部分が労働階級に屬するものであつたことは否定出来なかつた。労働者がその新支配者達について懷疑的であつたのは不思議でない。

社會主義は仕事なり

國民社會主義者は、その勝利をば利己を超越した理想の勝利と看做した。必要なことは、總ての社會階級を通じて、精神の變化をもたらすことであると、彼等は繰り返へし言明した。これに拘らず、若し彼等が労働階級を自己の側にひきつけ味方にせんがためには、實際的、物質的手段が取られねばならぬことを彼等は悟つてゐた。労働階級にとつて最も緊喫な實際的問題は、失業問題であつた。一九三三年一月にはドイツに六百萬の登録された失業者があつたが、登録されないものでも、少くとも二百萬人はあつた。若し、ナチスがこれらの失業大衆を再び生産過程にもち來たすことが出来るならば、ナチスはその社會制度を大盤石の上に建設することが出来ようと自ら考へた。そこで、ナチスは勇敢にも、所謂「勞

「働戦」の中に突入したのであつた。而てナチスの社会主義は、あらゆる人のための仕事であると宣言した。面白いことに、一九一八年と一九一九年に於て社会民主党は「社会主義は仕事なり」といふこの同じスローガンによつて、社会主義化の企に反対したのであつた。

一九三三年の労働戦は單なる国民社会主義の冒険ではない。それは、彼等の国家観及び国家機構を明かにしてゐる。我等は、ナチスの行動の三つの側面を明かにすることが出来る。——第一に、失業救済の計畫に融資をなす側面、即ち、国家と雇主との關係、第二に、就業者と失業者との間の關係に關する側面、第三に、失業者そのものに關する側面。そこで、この順序に従つて、これらの側面を觀察してみよう。

失業救済案

二月二十二日に、ヒットラーの政府は、失業救済計畫を實行しはじめた。一億マルクが、地主の建築物修繕及び改良のために提供され、彼等の自由處置に任された。それからメーデーの日にヒットラーは、全ドイツに亘つて大自動車道路を建設する計畫を發表し、六月二十七日にその法令が發布された。最初の大きな計畫は、六月一日の失業者輕減に關する法律であつた。國家は、建築物の修繕及び改良、土地の開墾及び其他の土木事業のために十億マルクを公共團體と雇主に與へた。舊設備を新設備に取りかへるために費された金額は、所得税から免除された。仕事は出来るだけ、失業者によつて行はるべきであり、而て彼等は次のやうに支拂ふべきであつた。即ち、(一)若し彼等が失業をつゞけるならば、失業救

濟金が與へられる。(二)四週間の仕事に對して國家から二十五マルクがキューボンの形式で給與され、而て、このキューボンは衣服やリンネルや其他家財道具にかへられた。(三)雇主からは、毎日暖い食事か、さもなければ、それに等しい現金額が給與された。この計畫のための資金は、一九三四—八年に至る五ヶ年の豫算に繼續さるべきであつた。

六月一日のこの法律は更に九月二十一日の金融案によつて補足され、而てこの後者は大藏大臣の名をとつてラインハルト・ブランとして知られてゐる。この計畫によつて、國家は事業用建物の修繕と擴張のため、全費用の五分の一の五億マルクを寄附の形式で支出することを約した。更に、この目的のために企業家がなした總ての他の借金に對する利子は、六年間に支拂はれ、四パーセントまでが國家によつて補償された。政府の計算によれば、この計畫はそれらの事業に、二十億

マルクを支出せしめ、而て百萬人を就業せしめたことになる。そして、その事業は冬期を通じて行はれた。この二つの法律は、將來に對する思惑であるとしばしば批判されて來た。ソヴェート・ロシヤと異り、ドイツには計畫經濟といふものがなく、従つて、國家が將來に於てこれらの計畫を續行すべき資金を得るための何等の保障がないのである。一九三二年のバーペン失業救済案と共にこれら二つの計畫のための國家の總負擔は次の如くである。

一九三三年	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
百萬マルク	六五二、五	八二五、〇	七五九、〇	七五四、〇	七四九、〇

フランクフルター・ツァイツング紙は、これについて「現在の困難を將來の豫算に轉嫁する」と云つてゐる。それは危機を出来るだけ軽くせんとする思惑であり、また大藏大臣の言つた如く、「將來に於ける思ひきつた經濟政策」を意味す

るものである。

労働戦の主目的は資本主義の復興

要するに、これらの諸案は、新たなる事業を企てるやう資本を強化し、奨励しようとするものである。其他の法律も亦、この範疇に属する。先づ、軍事的に重要産業である自動車及びオートバイ工業を免税し、その結果、ドイツのモーター製造業は、その時以來俄景氣が出た。地租は軽減され、農産物に對する賣上高税も同様に下げられた。新たに建てられた小さな家屋は、所得税、財産税、及び地代を免除された。雇主は、或る種の労働者を失業保険から取り除くことによつて、更に費用を免れた。即ち家庭使用人、及び農業、林業、漁業労働者達は失業保険を止められ、その結果、雇主は最早彼等のために、何等支出をする必要がなかつ

た。家庭使用人に對し、その就業を奨励するために所得税の軽減が行はれた。

かくして、労働戦の主たる目的は、資本主義を復興し、それをば、それを拘束せる社會的桎梏から解放することであつた。就業労働者に對する態度はどうであつたか。各地に於ける繼續的な街頭募金以外に、特別な失業據金案が一九三四年六月に發布された。名義上は任意に行はれることになつてゐたが、事實に於てはそれはたゞ俸給や賃銀をとらないものにだけ任意であつて、すべての就業労働者は、據金を週給から差引かれた。また彼等は、労働者を産業に更に吸収する結果として、短時間労働に惱まされた。しかし、次の三種類の労働者はナチスの失業救済政策の衝撃に特に惱まされた。

結婚獎勵金と婦人労働者の失業

先づ六月に、婦人をしてその職場を失はしめる最初的手段が、所謂結婚奨励金によつてとられた。毎月一%の割合で償還せられる條件で千マルクまでの奨励金が、それまで六月以上働いて結婚しようとする婦人に與へられた。これ等の婦人は、夫の収入が一月百二十五マルク以下に下がらない限り、更に就職しないと云ふ保障をしなければならなかつた。この資金を得るために、すべての未婚者に租税が附加され、それは彼等の賃銀から直接に差引かれた。又政治的に信用のない労働者は奨励金から除外された。このことと共に、男子によつて占め得られるすべての職場から、婦人を除外するための運動が一般に行はれた。ナチスの指導者の或者は、婦人が國民社會主義黨の工場細胞となることを禁じようとして試みた。婦人は、家庭や子供に心をつかふべきであり、責任ある仕事に適しないと言はれた。ほんの僅かの賃銀が、婦人労働者に支拂はれ、それによつて、僅かに完

全な失業から免れたのである——賃銀は大體男子の賃銀の八分の五であつた。

青年労働者と労働訓練所

ナチスの計畫によつて打撃を受けた第二の種類の労働者は青年労働者である。就業婦人に對する打撃のやうに、二十五歳以下の労働者を就業せしめないやうにする過程が尙續けれ、その一般的形式は、青年労働者を強制的に労働訓練所に入れ、しばらくそこにゐたことを就業條件とすることであつた。若し、訓練所に入ることを拒絶すれば、その罰として解雇されたり、失業保険を剝奪されたりした。國務大臣ヒールは、誰でも労働免狀を所有し、就業する前に労働訓練所で働いてゐたことを證明しなければならぬと宣言した。疑もなく、この案は、失業救済と同時に軍事的目的に役立つものと考へられる。何んとなれば、労働訓練所に於

て、青年労働者は軍事訓練をうけるからである。しかし、それはまた失業救済のための一般的計畫の一部を構成するものである。一九三四年のベルリンに於ける失業救済のためのゲーリングの計畫は、その五項目中の二項目として仕事が婦人に適してゐない所では、男子をして婦人に置きかへること、及び青年労働者を農事と家庭労働、即ち失業保険もなく、最も賃銀の悪い仕事に移すことをあげてゐることはその特徴である。

移動労働者に對する打撃

ナチスの失業救済案によつて、打撃を被る第三種の労働者は、夏期は農村に働き冬期は都會で就職する労働者である。これらは、先づ第一に農村労働者として失業保険を失つた。それから、一九三四年に、彼等は職を見つけるために、都會

に出かけようとしたときに、さうすることを禁せられたのである。最初は、若干の地方政府が、それから最後に中央政府が、労働移民法を制定して農業労働者が失業者の存在する工業地方に入ることを禁止した。工業地方で仕事を見出す目的で、自分等の教區を離れた農業労働者は、教區から支持をうけるすべての権利を喪失した。そして雇主は、最近三ヶ年間に農業に従事してゐた就業労働者を悉く解雇する権利を與へられた。そこで、これらの労働者は、青年労働者及び婦人と同じやうに、職業選擇の自由と相當な生活標準に關する希望とが、ナチスの失業救済案によつて破壊されたことを知るのである。

労働訓練所の労働奉仕

けれども國民社會主義の露骨な姿は、失業者そのものに對してとられた方法の

中に最も明瞭に見出される。一九三三年五月から三四年の五月までに、登録失業者の数は五百萬から、二百五十萬に減少したと報せられてゐる。若し、我々がこれらの數字を額面通りに受取つたならば、それは著しい成功を示すものである。生産と商業がドイツよりもはるかに恢復してゐる英國に於てさへ、失業者は、多く見積つてせいゝ百萬位減少してゐるにすぎない。このドイツの數字は、何を示すか、また、この結果を生み出さんがために如何なる方法がとられたであらうか？

生産の復興によつてのみ行はれ得る生産過程への吸収と云ふ自然的な方法を除外すれば、労働者が労働紹介所から敬遠され、失業者數の中に記録されないには三つの重要な方法がある。それらは労働訓練所で行はれる労働奉仕と農村補助労働者及び賃仕事である。労働訓練所は、自發的な労働奉仕計畫にその端を發し、

屢々中産階級と學生其他によつて組織され、そこで中産階級と労働者が、お互に助け合つて働いた。それは、フォン・パーベン政府以來、廣く強制的訓練所にまで發展した。すべての未婚の失業者、特に二十五歳以下の者は、失業救済金を剝奪されるといふ脅迫の下に訓練所に入ることを餘儀なくされた。學生は、同様に少くとも六ヶ月、研究の豫備條件として、労働訓練所の中で生活せねばならなかつた。労働訓練所に於ては、食物、部屋(通常バラック)と共に、制服が與へられた。彼等は、週に約一志六片を賃銀として受けた。その仕事は通常土地の改良、土地の開墾、排水、及び道路建設から成立つた。多くの場合、私立會社と労働訓練所との間には軋轢を生ずる、といふのは、私立會社がその雇傭労働者に正規の賃銀を支拂ふことによつてなされるべき仕事をば、この安い労働がなしつゝあると言はれたからである。この労働訓練所に働く人數は、一九三二年十月頃以來二十萬

人乃至三十萬人であつた。仕事は普通、一日約六時間で、二三時間は體育と、橋をかけたたり、塹壕を掘つたりする軍事教練に費された。すべては命令によつてなされ、而て厳格な訓練が行はれた。政治的論議は勿論、嚴禁されてゐる。

農村補助労働者及び賃仕事

農村補助労働者とは、農場主の下に仕事をするために派遣される一人の失業者或は失業者の小團體である。彼等は主として比較的大きな土地に割當てられる。それは、小農場主や、普通の農民は、餘分の人間を養ふことが出来ないからである。彼等は食料と僅かの小使錢とを受け、而て雇主に服従する。その數は大凡そ二十五萬人と算へられる。これらの人々は、より高い生活標準を以つて、工業に従事することに特殊の困難を有つ。農業労働者をして都會に於て職業を見つける

ことを禁止してゐる法律は、彼等のためにつくられたものと思はれる。

第三の範疇は賃仕事であり、これは英國のそれと極めて似てゐる。その仕事は労働訓練所に於てなされるものと性質上同じ——土地改良や排水事業——であるが、その條件は異つてゐる。賃仕事は労働者の家から、あまり遠くない所に行はれ、その結果、彼等は通常、週日には宿舍に起臥し、週末には歸宅する。従つて主に、既婚者がこの賃仕事を行ふ。賃仕事は私の雇主や公の團體——地主其他！——のために行はれ、賃銀を支拂はれる。通常、賃銀は同じ仕事に對する普通の率の約半分で、一時間に約四片から六片を受ける。彼等は雇主から、また、毎日暖い食事が、さもなければ、それに相應した現金を受け取る。一九三四年の春には約六十萬人が賃仕事に従事したが、しかし、この最も安い賃銀を與へる仕事でさへ、あまり費用がかさみ、五月には十萬人が失業した。労働訓練所が結局は、よ

り安價である。

統計に表れない失業者數

若し吾々が労働訓練所に在るものや、農村補助労働者並びに賃仕事に従事してゐるものの數を合算し、これに政治犯人收容所に在る者や政治的亡命者（穩健な評價に従へば先づ十萬強であらう）を加へれば、それは百廿五萬に近い數に達するであらう。これらの人々は、失業者數の中に加へられてゐないのである。しかし、この數字でさへ訂正を要する。一九二九年八月の失業及び就業労働者の總數（この數字は、就業者については、政府の健康保險報告に基き、また失業者については、失業保險報告を基としてつくられた）は二千四十萬五人であり、一九三四年五月に於ける總計は千八百八萬九千四百六十人であつた。つまり一九三一

年末以來二百三十萬人の労働者が統計から消えてゐる。その若干は恐慌時に於て常に見られる如く、期に先だつて養老年金をもらつて退職したものとしても、これらの人々は大部分が失業してゐることは確かである。

ナチス失業對策の基本的原則

そこで、ヒットラーは決して失業問題を解決しなかつたのであるが、しかし失業問題の解決に關するこの型式の構造的側面は重要である。吾々は前記の諸計畫事業に従事せる労働者の賃銀が小使錢以上のものでないことを知つた。既婚者の家族が賃仕事で暮して行けるものと考へることは困難である。しかし、この賃銀の安いことは、その失業問題解決方法全體の單なる徴候に過ぎない。労働者はこの仕事につくことを強制される。彼等は労働訓練所に入ることに、又訓練所の規

律に服従することを餘儀なくされる。彼等は何等抵抗する手段を有たない。労働争議が實際に起つた——例へばゲラの近くケストリッツのエルスター川の賃仕事に於けるが如く——が、しかし、それは屢々その仕事の放棄と彼等労働者に對する凡ゆる援助の剝奪とに終つたのである。抗議さへも許されず、自治の機關は一つ存在しない。そこには運動の自由もなく、職業の選擇も不可能である。賃銀は大體、衣食料の形で支拂はれ、かくて、労働者は最も重要な獨立條件の一である貨幣を奪はれてゐる。労働訓練所の軍事訓練は、單にこの自由缺如を助長するのみである。ドイツ失業者の生活は農奴の生活である。これがナチス失業對策の基本的原則である。

失業對策強行の方法

かゝる奴隸政策を實行するには強烈な方法が二つの方面に於て必要であつた。即ち第一は如何なる批判と反對をも粉碎すること、第二は、該政策の基本的要素から注意をそらすための前衛的宣傳家の攻撃である。その一例として吾々は一九三三年の夏から秋にかけての東プロシヤに於ける運動を擧げることが出来る。當時ドイツに在住したもので宣傳の煙幕に遭はぬものはなかつた。總ての新聞紙は労働戰の發展に關する標題を掲載し、ラヂオはたえず數字と勸告とを放送した。凡ゆる小さな地方や教區はその失業問題から免れた時に、喜ばしいニュースを報ずる電信をば大統領ヒンデンブルグやヒットラーに送つた。生氣のこもつた記事が特派員から送られた。それは戦争のやうに扱はるべき國家的動亂であつた。然らば事實はどうであつたか？ 政府は該運動にとつてこれ以上好都合の時期と場所とを選ぶことが出来なかつた。主に農業地方である東プロシヤは、就職口

に於て季節的増減著しく、何時も收穫期には六萬の失業者が仕事を得る。昔はポーランド人が夏の間に、こゝに移住したが、一九三三年にこれは禁止された。しかし、失業者が夏期に除々に吸収される代りに、國民社會主義黨は直ちにその運動をはじめ、而て一週間の中に六萬人に仕事を與へることに成功した。何んと大なる宣傳家であり、組織的奇計であらう！ しかしながら、そこで眞實の問題が残された。當時猶二萬五千の農業労働者がなほ失業してをり、且つその外に二萬乃至三萬の工業労働者が失業してケーニヒスベルグとエルビングの二都市に集中してゐた。勸告によつて此等の工業労働者を産業や事務所や商店等に入れるために努力された。その結果ケーニヒスベルグではうまくいつて三千人が臨時に雇はれたが、エルビングに於てはわづか二百人しか吸収されなかつた。

労働訓練所と賃仕事場は唯一つの道が外部に通ずるやうに建てられてゐる。そ

して一萬人乃至二萬人を收容出来るものが三百八十八造られてゐる。労働者は一日九時間働き、既婚者は一時間に四十プエニツヒ（一プエニツヒは我が四厘）獨身者は三十六プエニツヒ、即ち週に十六志から十八志の賃銀を受取つた。雇主は労働者に晝食を與へるか、或はその代りに毎週特別に三マルクを給與した。廿五歳以下の青年は労働訓練所に入れられ、事實、生存を保ち得る程度の賃銀を受けるが、多くの労働者は農村補助者として雇傭された。かくして東プロシアの労働戦は勝利をもたらした。しかし、何等經濟機構に變革が起つたわけでもなく、またラインハルト案が冬期事業促進に資本供給を行つたけれども、收穫期に入るや否や再び失業問題が発生した。殊に國家にとつての根本問題である同地方の工業労働者の失業問題は未だ解決されなかつた。東プロシアの長官コッホは、その後ドイツ以外の他の地で製造された物貨を東プロシアに移入することを禁止し、而て土

地の失業者に仕事を與へるやうに同地方を工業化せんとする計畫を暗示した。この計畫は實施されぬであらうなどと云ふ必要はない。唯だ注意すべきことは、かやうな相互に共倒れとなるやうな經濟鬭争のための計畫は、國民社會主義の地方政府に於て創案さるべきものだといふことである。

小土地賦與の計畫

一九三三年以前に於ける國民社會主義宣傳の重要な役割を演じたもう一つの失業救済案を擧げなければならぬ。それは土地賦與の計畫である。これによると失業せる工業労働者は、心身を共に保持するに足る小持地を與へらるべきであつた。かくて彼等は多少とも労働市場から獨立し、プロレタリアの代りに所有者となることが出來た。土地賦與は共和國の建設以來、徐々に行はれて來た。一般に

賃仕事は土地を開墾し、排水をなし、而てそれが小持地に變へられた。一九三〇年・三一年・三二年に於て、斯くして造られた小持地數は夫々七四四一、九〇八二、九〇四六であつた。國民社會主義黨はこれらの數字を輕蔑してゐた。一九三二年の即時實行綱領に於てシュトラッサーは、一年間に四十萬人に小持地を與へることを約束した。多くの方法が提示せられた。國家は移住者に費用の四十パーセントを貸與し、持地準備のために彼等をば労働組合の公定貸銀で雇傭し、大地主をして其の土地の若干を手放さしめようとした。事實はどうなつたか？ ヒットラーの政府は新建築家屋の租税を輕減した。それは大地主をして小持地創設のためその土地の若干を讓渡せしめようとした。しかし、その結果は誠にみじめなものであつた。一九三三年中に分配された小持地數は四五七一、即ち今までの年に於けるものゝ半分で、その面積は一九三二年に於けるものゝ半分に過ぎな

つた。同時に、大土地所有率を四十エーカー以上に増大する原則が遵守せられ、その結果保守的な大農民階級は強化されたのである。土地賦課政策は失業問題に何等著しい相異を齎すものでなく、而て世襲農地法によつて窮乏化され、政府の宣言に従つて持地に關する権利を主張すべき農民の必要に殆んど應じ難いであらう。

失業問題に對する闘争は、それ自身一個の目的として一九三三年のナチス運動の前線に立つて居た。政府が採つた方法は特異なものであつた。吾々は今、如何に被傭労働者、手工業労働者及び工場や事務所の事務員等の組織が皆同じ原則を顯はしてゐるかを示さう。

生産の發展と労働者の消費力

ヒットラー政府の一般課税及び支出政策によつて、ドイツの危機は一九三三年及び三四年を通じて緩和されたやうに思はれた。破産はずつと少くなつた。生産は増加した。——特に重工業に於て著しく軍需品たる銑鐵及び鋼鐵の生産は一九三三年五月に於ける夫々四十萬トンと六十五萬トンから一九三四年六月に於ける七十萬トンと百萬トンに激増した。また主として政府の新課税政策に基いて、自動車工業は驚くべき發展をなした。自家用自動車生産の數は一九三三年一月に二、八五一臺であつたものが、一九三四年五月には一五、九六〇臺となり、商業用自動車及びオートバイは同じ期間に夫々七九〇臺から二、〇五六臺に、二、一〇〇臺から一〇、五三六臺に飛躍した。政府の租稅收入は一九三三年に於て前年よりも三パーセント（二億マルク）多かつた。卸及び小賣物價も騰貴した。しかし、大衆の消費能力はほんのわづかで而も非常に緩慢に上つただけであつた。一般消

費物に課せられた租税からの収入は低減した。一九三三年四月から翌年の三月に至る間に、タバコに對する課税収入は二・五パーセント、砂糖に對するものは二・三パーセント、またビールに對するものは七・二パーセントだけ低減した。労働階級の消費能力減退の更に明らかな證據は、一月百マルク以上の労働者の賃銀に課税された所得税からの収入が、この時期に二・五パーセントだけ減少した事實によつて與へられる。

労働階級の貧窮

次の數字は労働階級の貧窮を明かに示すものである。景氣研究所の調査に従へば、總ての労働者（事務員及び官吏を含む）の三ヶ月分の収入は、一九三三年の七、八、九月に於て六十八億三千万マルクであり、同年の十、十一、十二月に於

て六十七億七千万マルク、一九三四年の一、二、三月に於て六十八億であつた。この期間に於ける就業労働者の數は、上掲の第一期に於ける千三百六十萬人平均から、第二期に於ける千三百八十六萬人、最後の時期に於ける千四百三十五萬一千人に増加した。その結果、一月一人の平均賃銀は、一九三三年の第三期に於ける五百マルクから、一九三三年の最後の時期に於ける四百九十三マルク、一九三四年の第一期の時期に於ける四百七十六マルクと漸次下落した。このことは五パーセントの賃銀切下げと同じこととなる。かくして失業問題が克服される限り、それは就業労働者の犠牲に於てなされたといふことが判る。

労働組合の破壊

産業的たると政治的たるとを問はず労働者の組織を破壊することは、この政策

の前提条件であつた。而て之に對する防禦は不可能となされた。労働者等は自らの事柄に關して發言することを許されてなかつた。組合國家すらも、こゝには考へ得られなかつた、何となれば、この理論的な社會的形式（組合國家）に在つては、労働者は論議と忠告とを許さるべきであるからである。ライ博士は宣言した。「吾々は組合國家を造らうとしてゐるものではなく、國民社會主義國家を創設しようとしてゐるものである」と。

労働組合は破壊せられて、「労働戦線」に吸収された。しかしながら、この團體は労働組合の立法的機能の何ものをも繼承しなかつた。それは労働組合の寄附金をとつて、保險、その他の機能を行つた。それは労働者をば國民社會主義の精神の下に訓練するために存在した。それは論議を許されず、そこには部門別會議がなく、その資金と處置とは検討することを禁じられてゐた。總ての社會階級——雇主、

商人、職人等が労働者と共にそれに屬してゐた。それが創造した主要なものは、労働者の休憩時間や休日を通制することを目的とせる「喜びによる力」の組織であつた。北滿で沈没した不運な船ドレスデン號はこの「喜びによる力」といふ組織の備船であつた。それは町の中心をなし、そこで労働者は夜集會したり、音楽を聴いたり、映畫を見たり、玉突をしたりするのである。しかし、労働者達は自分等自身のクラブを造つてはならず、自然さへも研究してはならず、また自己の選擇で合法的に出版された書物を購買することさへならないのである。彼等が「労働戦線」を出ようとすれば、その仕事を失ふといふ最大の危険を冒さなければならぬのである。労働戦線の指導者ライは労働者を味方にするためになすべき第一の仕事は、個人的に彼等と會見し、握手することであると考へて居る。五月の第二回労働會議席上で彼は言つた。「私は既に七萬人の労働者と握手した、私

はその外に彼等に與へるべく何ものも有たない」と。労働戦線は労働者に關する統計を提供する。一九三四年二月になされた調査に基けば、就業労働者の賃銀は五十年間の最低を示し、平均一週二六・二一マルクとなつて居る。(この中には大概一週九マルクから十マルクに達する失業醜金と強制組合募金を入れてゐない)

労働評議員と委員評議會

労働者の他の組織たる工場委員會も、労働組合の如く、急激な變改の運命に遭ひ、一九三三年二月から三月にかけて去勢された。賃銀率、労働條件に關する總ての事柄は、労働評議員の管理に附託されることになつた。その時以來、工場委員會は實際的重要性を失つた。越えて翌年一月、豫て盛に先觸れされてゐた新労働法が發布された。そこで、「新社會秩序の建設まで」前年暫定的につくられてゐ

た労働評議員は、こゝに始めて永久的機能を有するものとなつた。これらの國民社會主義官吏は労働條件に影響する總ての事柄に於ける最後の審判者となり、労働者の直接的指導者となつた。しかし、労働者内に於ける階級意識の餘りに露骨な誘發を避ける爲に、この制度に一層民主主義的外貌を與へねばならなかつた。工場委員會に代つて委員評議會が設置されたが、それは工場内の労働者に依つて選舉さるべきであつた。それは次のやうに構成せられる。即ち雇主はナチス工場細胞の指導者と共に、労働者代表の地位に適當なりと考へる者の名簿を作成する。被傭者はその中で自分等の欲する者を選ぶことを許されるのである。自然に總ての代表者は國民社會主義黨員か或は雇主の見地から「充分信頼し得る者」かである。

プロレタリア克服の失敗

この種選挙方法が民主主義的なそれと異るといふことをナチスは説明することを要しない。かゝる種類の代表は痛く滑稽なものである。これら委員評議會の最初の選挙は一九三四年四月に行はれた。新聞には労働者が悉く投票し、而も代表の九割五分がナチス候補者であつたといふ簡単な報告のみで、その後には殆んど詳細な報告は與へられなかつた。その理由は、労働者が投票を拒絶したか或は官選候補者の代りに、名簿の最後に記名された候補者に投票したかの爲であるやうに思はれる。官報に依ると、一萬二千人の労働者を擁するロイナ工場に於て、八百人は「否」と投票し、九百人は投票をなさず、二千五百人は用紙一面を消しつぶした。その他各方面からの報告に依ると、多くの工場に於て、ナチス黨員候補者に

して支持せられたもの少く、數百萬の労働者は選挙に參與することを拒絶した。事實の如何を問はず、投票拒否は挑戦的行爲である。委員評議會の選挙は正に國民社會主義黨がその最も深甚なる希望——プロレタリアートの克服にこれまで失敗して來たことを表示するものである。抵抗は未だ大に組織化されてゐないが、しかし、否定的な意志表示は既になされてゐる。労働法は労働者から既存の權利を剝奪するものと認められる。メーデーの演説に於て、ヒットラーも、又その演説者の一團の何人も、労働法に關して一言もしなかつた。

選挙の真相

八月十三日の放送演説に於て、ゲッベルスはドイツ民衆の統一を疑ふ「外國ジャーナリスト」等を批難し、労働者は何人もそれをもつとよく知つてゐると絶叫

した。而てドイツの國際聯盟脱退問題に關して行はれた一九三三年十一月の總選舉では、四千萬がヒットラーに投票し、反對投票はわづか三百萬であつた。しかし、これらの投票は何を意味したであらうか。投票には或る程度手加減が行はれた。以前に鐵兜隊員であつた選舉委員の一人が筆者に語つた所に依れば、彼が自分の區域の數字を中央官廳に報告した時に、當局はこの數字を拒否し、彼をして政府に都合の良い偽造數字を承認せしめた。これは別としても、反對投票者に對する苛酷な刑罰を民衆は心から恐怖してゐる。投票紙に「不適當」と書いたため警察にあげられ、罰せられた事件がある。そして刑罰には私刑や、投獄や、解雇或は公共的援助の剝奪等があつた。共和國の下に於てさへ、地方選舉區に於ては常に選舉統制が行はれ、特にプロシヤに於て然りであつた。ファッシスト國に於ける選舉の結果は、事實上、何等民衆の感情を表示するものではないのである。

勞資對立の尖鋭化

眞實はドイツの社會機構の中に示されてゐる。そこでは労働者は何等の權利も自由も持たない。彼等は從屬者であり、雇主は指導者である。労働者は唯だ服従を知ればよいのである。若し彼等が經濟的、政治的指導權を非議すれば、投獄され、その生活手段を盡く剝奪される。彼等はドイツ國民なる抽象的存在に奉仕すべきである。彼等の子供等はヒットラー青年團に於て服従を學ぶ。しかし、この抑壓組織がローゼンベルグの主張する如く形而上學的眞實であると彼等に思はれ得るであらうか？ 彼等の全經驗は、それは、資本が労働階級に對する公然の戰爭を宣告した政治形態であることを示してゐる。ナチス治下に於ては、民主主義的共和國の下に於けるよりもより尖鋭に、勞資の對立が現はれてゐる。

毎日ドイツ新聞は新しい共産黨の活動の發見を報じてゐる。共産黨の手段と活動とを書いた數種の書物が出版されてゐる。政治犯人收容所を出たばかりの人間が、國民社會主義黨の社會組織に對する労働階級の反抗を再建せんとする非合法運動に入つた場合には、嚴罰に處せられた。此等に對しては國民社會主義の指導者等は、より苛酷、峻嚴な彈壓を以て答へた。ゲーリングのやり方は殊に甚だしく、約百人の共産黨員を斬首に處した。全國は不満の聲に満ちてゐる。何となれば、労働者に自由のない所には、少數の支配階級以外には自由がないからである。六月廿四日、ゲッベルスは言つた、何人も批判すべからず、但し國民社會主義黨はこの限に非ず、而もその政黨に於ても唯だ産業の信頼をかり得てゐる指導者のみが、自己の所見を開陳し得ると。これは單なる假定ではなく明白な眞實である。英國保守黨總裁ポールドウイン氏は一九三四年六月十六日の演説に於て、

英國ファシストに就いて次の如く言つて居る。「ファシズムの政策は……法王集權主義風の保守主義である。……共産黨は主に極貧者から來る。ファシストは然らず。而て極貧者は頭を打たれる爲めに選り出されるといふ觀念は、危険な精神を創造するものである」と。ドイツに於ても大資本家が權力を左右し、農民、労働階級、下層中産階級は抑壓されて居る。しかし、彼等はその激動から恢復し、既に勃興しようと努力しつゝある。

三 農 民

農民は國家の基礎

ナチスの農業政策は、工業政策に於けるが如く、その公言する所と甚しく相違するものではない。工業部門に於て彼等の行爲を支配したものは、利潤の原則及び大資本への利潤の原則であるが、農業に於ては、他の諸原則が前面に押し出されてゐる。リュエル博士は、ブレーメンに於ける輸出貿易會議の席上に於ける演説（四月十二日）に於て、國家が農業のために大きな犠牲を拂ひつゝあることを述べた。『農民は國家の基礎である。』政府の農業政策を或程度まで擁護することは、輸出業者にとつては必要であつた。といふのは輸出品の價格はドイツの農業

生産物の高價格によつて釣上げられるからである。この『犠牲』に關する理由の、より明白な説明が、一九三三年九月、農業組合に於けるダレの代理人マインブルグによつて爲された。彼は曰はく、ドイツ國境防禦のための軍事的、經濟的實力として、強力なる農民が特に東部ドイツに於て建設されねばならないと。國民社會主義政府にとつては、農業問題は、第一に政治問題であり、經濟問題は第二義的にすぎず、而て農業の社會的再組織は、この政治的方面に従ふものである。軍事的及び經濟的考慮がこゝに一緒になる。ドイツは食料品生産の自給自足を行はねばならない。そして地方は、戰略的觀點から、支配階級が侵入者に抵抗し得る強力な中心をもたなければならぬ。

土地問題と地主階級

國民社會主義者に投票した農民の心の中に在る最大の問題の一つは、ヒットラーが負債の累加した大土地を如何に處理しようとしてゐるのかと云ふことであつた。これ等の土地は東部補助金から數百萬マルクを受けてゐた。これ等の土地の破産は農業労働者の貧窮と失業を惹起した。彼等は機械を購入し、近代的基础に立つて組織するに充分な資本を持たなかつた。ナチス宣傳の多くは、これ等の土地の分割と、獨立定住者及び農民に對する土地の解放とを要求し、又約束してゐた。農業大臣になつたダレは果してこの計畫を實行するであらうか？

國民社會主義黨は、農民の黨と自稱してゐたが、その首脳部には殆ど農民はゐなくて、地主と、將校の傳統的苗床である地主階級に屬する諸官吏が多かつた。一九三三年三月に國會に選出された二八八名の國民社會黨員の中、三三名は官吏、二一名は大地主、二二名は大農業經營者であつた。それ故に他のすべての支持を

別として、このことは、黨の二六・四％が大地主の利益になるやうな政策に加擔してゐることを意味した。又黨の出版に係る『我々の指導者の面影』によれば、ナチスの百六十名の指導者の中二二・五％の三六名は、官吏及び地主である。黨内のこの強大な一團を満足せしむべきさし迫つた必要は別としても、戦時に於ける大地主の土地の戦略的重要性は考慮されねばならなかつた。小農民の住んでゐる土地は軍事的防衛のために特に適するものではないが、大地主の土地は全く反對であつた。一八一三—一四年の解放戦争の經驗が示した如く貴族の土地は民衆を集める場所として用ひることが出来る。地主は、經濟的に支配的地位にあつたから、小農民に對する政治的指導權を得るのは當然であつた。地主階級の根柢をくつがへすことはドイツの軍事的強力を弱めることになつた。

ダレをして、多くのナチ黨員の希望を裏切るやうな意見を吐かしたものは、上

述のやうな考から出てゐるのである。一九三三年七月十九日の記念さるべき演説に於て、彼は言つた。『私は、如何に大きくとも、經濟的に健全であるならば、如何なる土地をも取り上げようとは思はない。……私はまたどれ程、負債のある大土地をも取り上げなくて、それをば出来るだけ、どうかこうかやつて行ける状態に放置しようと思ふ。』事實、ダレは、これ等の負債ある土地を、より健全なものにするために努力し、農業全體の立場から、それ等に保障された市場を與へた。負債を支拂ひ、彼等をしてその土地の一部を放棄するやうに説得することが多少試みられたが、しかし、この負債整理方法は、何等強制されず、従つて實際に於て何等の結果も見なかつた。

世襲農地法

ダレの最大な計畫は、世襲農地法であつた。これは貴族のためにその土地を保持すること、小農民の代りに、裕福農民を建設すると云ふ二つの目的に役立つた。農民が解放され労働市場に投げ出されたる自由主義の初期に於て奪はれた傳統的權利が、今や彼等に返還されると宣言された。九月二十九日に布告された世襲農地法の明白な目的は、負債と相續によつて、耕地が分割、崩解されないやうに保護することであつた。この經濟案は、地方に於ける社會的秩序の基礎として永續的な裕福な健實な地主階級を建設することである。世襲農地はかくして、永遠なものであり、世襲的なものとなる。如何に、土地の抵當が大であつても、世襲農地と稱ばれるところの單位は取り上げられ得ない。農民は、遺産を子供達に分割することは許されず、その世襲農地を一人の長子に残さねばならぬ。しかしながら、上述の如くこの法律は二重の目的を持つてゐた。世襲農地の大きさは、

丁度一家族を扶養するに充分な小單位から、百二十五ヘクタールの土地に至るまでの間であり得る。課税價値の三十%以上が抵當に入つてゐない時には、大土地は百二十五ヘクタールの數ヶの土地に分割され得る。そして、これ等の土地は、地主の家族であるその所有者に割當てられ、そして、それ以上譲渡し得ないものと宣言された。かくて負債を有つ大地主は、結局、破産の脅威から救はれる。今日ドイツに於て貴族が農民と自稱するのは、感情上の革命の證據ではなくて、經濟上の便宜から來てゐるのである。但し非アリアン人は世襲農地を持つことを許されない。

この法律は將來に於て論争の種となるべき内容を含んでゐる。世襲農地の所有者に信用を設定することには、大きな金融上の困難がある。銀行は、土地を取り上げ得ないが故に、貸附をなししふる。銀行は農業が繁榮し、而て農民が正直で

あることを信用してか、或は農民財産の中、「世襲農地」に屬しない部分を擔保にしてか、何れかに於て金を貸付けることが出来る。銀行が、農民への金融を嫌ふたことは、既に政府の抗議と、組合銀行を更により以上に發展させることの計畫とを喚起した。

農村に於ける階級闘争

更に重大な障礙は、この法律によつて喚起された社會的闘争である。有力な保守的勢力となる富農階級が形成されつゝあるに反して、それと同時に、農業プロレタリアートの大なる階級が、獨立及び半獨立農民に代つて成長しつゝある。一人の息子が、先祖傳來の土地の全部を相続するに反して、その家族の殘餘の者は、何等の財産もなく放置せられ、單に勞働者として、「世襲農地」に傭はれる

「権利」をもつのみである。従つて相續人は中産階級の陣營に傾くが、弟達はプロレタリア化するのが普通である。最近では、都市ほどに農村に於ては激しくないところの階級闘争が將來に於て激しい闘争になるといふ、嚴然たる現實性を有つてゐる。同時に、世襲農地法によつて土地を取り上げられた農民をば、土地賦與によつて吸収しようとする大きな努力がなされつゝある。即ち彼等は第一に埋立地を選択することが出来る。しかしながら、このことは短期間は可能だとしても、世襲農地法によつて投げ出される無産農民の絶えざる奔流に對應することは出来ない。農業資本主義の強化は農業プロレタリアートの増大を意味する。

農業原料の自給自足

農業に於ける國民社會主義者の主要な經濟的仕事は、國內生産物のために國內

市場を確保し、而て、ドイツをば出来るだけ農業原料の自給自足國たらしめることであつた。多少の進行は、農業負債の清算に關するフリーゲンベルグの法律（一九三三・六・一）によつてなされた。銀行の働きによつて、凡ゆる負債が四・五％の利率で銀行に肩代りさせられた。大土地の所有者には、負債の一部償却のために土地を提供する機會が與へられた。——このことは明かに死項として止つたけれども。一九三〇年以來土地に定住した小土地所有者は、濟し崩しで元金を支拂つた場合には、その負債の利子支拂に關して二年間の支拂猶豫が與へられた。農業用建物や機械等の修繕の爲めに農業は、國家による特別貸付を自由に使用し得たし、また農場の設備に費された金には租税割引が許された。農場労働者には失業保險が廢止され、従つて、大農場にとつて經常費は著しく低下した。しかしながら、これ等の金融上の救濟方法は、唯だ基礎工作にすぎなかつた。

ドイツの農業は、仕事と借地の方法、地代、租税負擔等々のために、尙ほ外國農業と競争することが出来なかつた。國民社會主義の政府は自給自足政策によつて必要な刺戟を與へたが、それはフォン・パーベンの割當制度をその論理的歸結に進めたのであつた。殆どすべての主要農業食料品——穀物、鶏卵、バター等——は、その市場を保障されてゐる。或場合には、輸入が全く禁止されてゐるが、これはまたドイツの金の流出を防ぐためである。同時に價格は、國家によつて決定されてゐる。價格への影響は、特に著しかつた。食料品は、小賣店では、一九三二年よりも遙かに高價である。特に、貧民の主要食品への影響は大きかつた。一九三三年四月から、一九三四年四月までに馬鈴薯、バター、人造バター、鶏卵の價格は夫々一五%、二八%、三八%、一五%づつ騰貴した。砂糖は、一九二九年の價格よりも既に遙かに高かつたので、僅かに騰貴したに過ぎなかつた。この生活

費の騰貴は、外國品と競争するために、出来るだけ賃銀を切り下げることが益々重大な社會問題となるにつれて、或る程度までは産業に於ける嚴格な保護及び獨占政策を本質的ならしめたのである。そして或る場合には、小農業經營者は大農業經營者と同様利益を得たが、他の場合には、小農民は損失を被つた。オイル・シーズの輸入禁止は大農業經營者へのみ利益を與へ、また家畜糧秣の價格騰貴を意味した。或はまた、馬鈴薯アルコールの割當は、大蒸溜所に八二%、而てその残りが中小蒸溜所に割當てられたことを示してゐる。

強制カルテル法の適用

強制カルテル法は工業のみならず、農業にも適用され、そしてその結果、一聯の規則が作られた。種々なものの中で、牛乳、鶏卵、穀物、脂肪、ホップ、屠殺

用家畜、製粉、馬鈴薯アルコール、羊毛などが、この法律を適用され、公定価格と割當額が定められた。残餘は賣ることが出来ない。各地方毎に、場合によつては、各村毎に、倉庫か或は市場が設けられ、そこへ生産者は生産物を運ぶのが一般的形式である。國家監督の下に於ける販賣組合或は特許商人が、消費者への販賣を引受けるのである。しばしば消費者が生産者に支拂ふ価格と政府に支拂ふ価格の間には、非常に大きな開きがある。農民は鶏卵一個に四―五フェニツヒを受取るかも知れないが、消費者への価格は八―十フェニツヒである。農民が割當額をサポートする場合が既にかつたし、警官が市場にふみこんで一度に多數の無特許商人に罰金を課する場合があつた。政府は生産者に、割當額以上を生産したら、家庭内で消費するか、豚にでも與へていと卒直に語つてゐる。

この再組織を實行するための中心的機關をつくるために、あらゆる農業の聯合

會や同盟が農業組合に吸収された。これは全地方の官吏と共に、それ自身の全國的「農民指導者」を有つ。この組合は産業の聯合と同様に殆どその名に値しない。農業労働者がその中に含まれてゐることは事實である。しかしながら、彼等は自分等の代表者をもたない。指導者達は總て農業大臣によつて任命され、而て農業プロレタリアートはその意志を實現することはさて置き、その意志を發表する手段さへも絶対に有しない。その鬱憤は小農民の鬱憤と同様に、現在は裏面の不平となつてもらはされてゐるが、これにはナチス黨も大いに惱まされてゐる。自由時代に於けるが如く、よりよい賃銀と労働條件のために、また農村には失業保険が缺如せるために、農村を離れて都會に仕事をみつつけようとする傾向が絶えずある。政府は、農業労働者が土地を離れることを禁止する一聯の命令によつてこれを防がうと試みてゐる。農奴の如き多くの状態が再び表れて居り、反抗の氣

運が農村中にみなぎつてゐる。

公定價格と生産割當

農村に於ける公定價格と生産割當額の制度は「國家計畫」と稱せられ得る。それはソヴェエツト・ロシアのそれと比較したら、どうであらうか？ 吾々は、如何に産業に於てドイツの計畫が、根本的に生産の制限、事業擴張の禁止、更に勞働節約機械の使用の禁止と結びついてゐるかを見た。農村に於ても同じ原則が行はれてゐる。「自由」經濟の廢止は生産の「後退」を意味してゐる。價格と生産額は、政府の言葉に従へば「一般的經濟狀態と國內消費力に従つて」決定される。このことは國民經濟を拘束するものである。生産が一定の計畫に従つて増加し、その結果、國の富が、一定の割合で増加するのではなくて、「消費力」をして、生産を決

定するところの一定の經濟的恒數たらしめるのである。しかしながら、生産の低下と利潤の必要のために、賃銀は騰貴せず、却つて絶えず下落する。その結果、生産額や價格も亦下落しなければならない。國民社會主義「計畫」の重要な原則は、價格が公定されてゐることである。そして、それ故に生産は益々制限される。これに對する唯一の例外は、軍需品の生産である。農業に於て、土地賦與を發展せしめる政策には例外は少く、それは自然に農業生産を増加させる。しかしながら、こゝに注意すべきことは、失業者吸収の手段として土地を賦與するといふナチスの宣傳にも拘らず、一九三三年に賦與された土地の面積は、一九三一年と三二年に與へられたその僅かに半分にすぎなかつたと云ふこと、及び土地賦與のために土地を開墾する仕事は、奴隸的賃率の勞力奉仕によつて爲されなければならぬと云ふことである。

四 小市民

ヒットラー運動と下層中産階級

ヒットラーの支持者の社会的構成に關する統計は缺けてゐる。大體に於て、吾々は唯だ、闘争時代に於ける國民社會主義黨の綱領と活動から、如何なる社會階級がその主要勢力を形成してゐるかを推論することが出来るのみである。自由なる資本家的競争の原則を支持し、また同時に大企業と大銀行の國家管理を要求してゐるその綱領は、主に、下層中産階級、小商人、店主、職人、農民等々の見解を反映せるものである。これ等の人々が、仕事の關係で密接に接觸してゐる人々とへば店員や書記等々と共に「突撃隊」の卒伍の中心を構成してゐる。即ち經

濟危機に際して失業プロレタリアートの中の無鐵砲な分子が之に結合したが、但し、社會主義的共產主義的組織と目的とが強固だつた大産業の勞働者中からは、比較的少數のものしか結合しなかつた。専門職業者階級も、失業した場合にはヒットラーの陣營に集つた。特に注意すべきことは、如何に多くの陸海空軍の退役軍人が、ヒットラー運動の指導的な役割を演じてゐるかといふことである。その例としてレーム、ゲーリング、フォン・エツプ、フォン・レフェツォフ、ヘス、ライ等をあげることが出来る。一九一八年後共和國に對して民兵戦を行つた義勇隊の多數の向ふ見ず、例へばシュルツェやハイネス等々も亦、これに屬する。これ等は闘争の戦術家ではあつたけれども、しかし運動の中心は下層中産階級であつた。一九三三年の半ばに、ベルリンの二區で突撃隊の統計的調査が行はれた。その結果は東ベルリンと西ベルリンとで全く異なる結果を示してゐる。そしてそれは再

録される價值があらう。

	労働者	職人及び 技術家	商人、店 員店主等	官吏及 び學者	學 生	其他の職業
西ベルリン %	九	三三	二二	一六	一一	九
東ベルリン %	二九	四四	一七	二	一	七

この表から、ベルリン突撃隊の半数以上は下層中産階級の要素から構成されてゐることがわかる。労働者のパーセンテージは一九三三年の初頭よりも、八月に入つて大いに増加した。工場委員會の選挙には、ナチスはテロによつて漸く三月に労働者に食ひこみ始めたに過ぎなかつた。ナチスのプロレタリアの「征服」は、その政治的主權に基いて行はれたのである。一九三三年五月以前の闘争の時期に於ける突撃隊は、その以後よりも遙かに一層完全に、下層中産階級の要素から成つてゐた。

小商店と大商店

下層中産階級——階級といふやうな雑多な要素について述べ得るとすれば——の目的はその自己保存であつた。それを崩壊せんとする勢力は大企業であつた。チェーン・ストア、均一ストア、大百貨店は、小商店主を駆逐しつゝあつた。職人、下層技術者、熟練工、小請負業者等は、高度に資本主義化され機械化された事業と競争することが不可能であることを知つた。負債は、その死の手を小企業にさしのべ、而て彼等は絶望の悲境にあつて、生血を吸ひつくすやうな銀行と金融資本への憎惡を抱くやうになつた。しかし彼等はまたプロレタリアートを恐れた。彼等は社會主義と云ふものをば、彼等の小所有に反對し、經濟的に社會的に向上しようとする彼等の希望を破壊するものと考へた。労働者の協同組合は小商店の

仕事を奪つた。プロレタリアートがそれ自身の制度、保険、法律上の代表者、ドイツ憲法に承認された組織的政黨を持つことに對する羨望も亦這入つてゐた。

實業中産階級闘争同盟

突撃隊は、下層中産階級の事實上の軍事團體であつた。しかし、國民社會主義黨に於て、突撃隊はまた、ドイツの歴史のこの時代のあらゆる組織の中で最も重要なものの一つたる、それ自身の經濟組織を形成した。即ちヒットラー青年團の前指導者フォン・レントルン博士によつて指導された「實業中産階級闘争同盟」これである。この同盟の目的は、ヒットラー主義の機構内で、小商人や職人の利益になるやうドイツの經濟政策を統制し、以つて小實業家のやつと獲得した獨立を維持することであつた。大商店の窓を破壊し、ユダヤ人商店のボイコットを主張し

大商店に破滅的課税を要求したのは、主にこのメンバーであつた。その同盟は、「小商人に低廉に貸貸さるべき大百貨店の公有」と云ふ黨の綱領第十六條を實現するために努力した。

この同盟は、小賣商人全國聯合の統制權を獲得することによつて、最初の勝利をかち得た(一九三三・三・二八)。それは更に進んで全國實業聯合と全國職人聯合とを形成した。ナチス運動の躍進はそれをして更に商業會議所會議の獲得といふ最高の効果に達せしめたが、この商業會議所會議こそは共和國時代に於てさへ、政府と共に如何なる地方の産業をも代表する權利を有ち、また法律上の權利を有つてゐた。フォン・レントルン博士は、その議長に選ばれ、その時には、大企業でさへも、「小企業」の突撃に降服し、下層中産階級の指導に服するやうに見えた。大産業家間に於けるツアゲナーと同じ方向に進んで、レントルンの目的は全

現存階級の安全保障を伴ふ組合國家の建設であり、彼がつくつた二つの聯合はその端緒であつた。彼は、そこで下層中産階級の指導の下に、商業會議所を基礎とする組合國家の建設を約束した。

經濟的に、小商人の状態は同様には進捗しなかつた。農産物を保護するために政府によつて行はれた種々なる方法は、特に小商人を苦しめた。何となれば、食料品即ち雞卵、バター、人造バター等々は價格が騰貴し、販賣高は低下した。彼等の主要な成功は小賣商保護法の獲得であつた。この法律によつて、新たに小賣商店を開くことが禁せられた。商店の擴張、殊に小賣食料品店の擴張は、極く小範圍にまでの外は禁止された。他の商店を苦しめて賣つたり、または暴利をむさばつたりする小賣商は、嚴罰を以て脅かされた。しかしながら、小賣商人に對するかゝる特許は、大百貨店の店内に於ける獨立賣店及び職人の店の設立の禁止を伴

つた。何となれば、撤廢された大百貨店の中で賣店を引受けることが「小賣商人」の夢であつたからである。小賣商人と職人はまた、永い間反對論の猛烈に行はれた消費者組合の解散を期待したが、それは無駄であつた。

闘争同盟の解散

しかしながら、闘争同盟は既に餘りに行きすぎてゐた。レントルン派の主腦部に集中しつゝある嵐の最初の徴候は、「第二の革命」はないだらうといふ六月中旬のヒットラーの聲明であつた。ヒットラーは言つた。革命は今や完了した、そしてあらゆる、より以上の變化は進化的であり、法律的であり、上から授けられるであらうと。六月十三日に最初の打撃が經濟的分野に與へられた。總ての團體は政府の許可なくして、小賣品に對し最低價格を設定することが禁せられた。七月十

五日に、全下層中産階級にとつて、測るべからざる重要性をもつ、最も破壊的な打撃——強制カルテル法——が加へられた。この法律は、下層階級の最大の欲求たるトラスト、カルテルの解散を實現しないで、政府さへ欲すれば、強制的カルテル化を行ふことが出来た。

大産業の利益が勝利を得つゝあつた。大産業は、小企業に對して、今まで以上に残酷に振舞ひつゝ自らを組織しつゝあつた。その逆襲は八月七日、黨の指導者ライが中産階級闘争同盟を解散し、同時に、ヘスが産業は抑壓されてはならないといふ命令を出した時に、成功的に防禦された。つゞいて、ドイツには僅かに二つの組合——ダレとゲツベルスとが夫々つくつたところの農業組合と文化同盟のみが存在することが聲明された。かくして、組合國家に於て中産階級のため重要な地位を確保しようとしたレンテルンの試みは、全く失敗に終つた。

現存經濟機構の強化

この急進主義からの後退、また殊に従前通りの大商店に對する寛容さは、その辯護を必要とした。大衆は猶ほ激昂して居り、而て突撃隊の大部分は革命的情熱のために解散された。その辯護は、夏に始まつた失業問題克服の誇張の中に見出された。一九一八年後の社會民主黨の口實を想ひ出させる言葉に於て、ナチスの指導者は「ドイツ」社會主義は總てのために働くことを意味し、而て總ての「實際的」改革は、今後延期されねばならぬと宣言した。現存經濟組織は強化さるべきで、弱めらるべきでなかつた。賃銀は停滯してゐるか、或は下落してゐるのに、小賣品の物價は騰貴しつゝあつた、そして、販賣を更に減せしめるために何事もなさるべきでなかつた。大商店は大衆に最も適當な價格で賣る。大商店の

崩壊は、高物價、失業の増大、そして、その債權者たる銀行の著しい損失を意味する。かくして、大商店の崩壊は一時中止された。このことは、全國商業聯合の副會長によつて、八月五日に辯明された。彼は、闘争同盟のスツットガルトのデモで次の如くのべた。『政府はナチス綱領のたつた一點たりとも變へる意志を有たない。唯だ一つのことが考慮されねばならぬ。それはたとひ經濟的に害惡である制度でさへも、その中には公共の富の少なからざる部分が保有されてゐるから即時に粉碎され得ないし、またすべきでない』と云ふことである。』一ヶ月後に、ライも亦、同様に協同組合について、言つた。獨立小賣商人はあまり急がず、徐々に協同組合に侵入すべきである。「當分の間」協同組合の信用及び購買組織には何等の變化も加へらるべきでない、と。同時に、パツリヤの商工會議所が、今なほ大商店と協同組合に對して十分な統制がなく、従つて、小商人はそれらと競争

することが出来ないと抗議したのは、不思議でない。

大商店の保護

七月十五日の法律に依つて特に大商店に對して向けられた不規律な稅率は、國民社會主義黨の政權獲得前の租稅の二倍を越えない稅率に規則化された。此手段は大商店に對する永久的ブレーキと考へられたが、政府は大商店の破産を欲しないことを示した。大商店の資本の多くは銀行に屬し、そこには多くの従業員が働いてゐた。そこで多くの商店をば租稅から免れしめたところの、大商店の公の定義が與へられた。商業大臣は言つた。大商店とは、食料品をも含めて多くの種類の商品を販賣するところの商店であると。若し食料品を販賣しなければ、その商店は、法律の意味に於ては大商店ではないのである。大商店は食料品部を排し、

それに依つて同時に課税を免れた。小食料品店は利益を得たが、しかしそれは小商店主の全體にとつて大きな打撃であつた。僅かの償ひは、季節的販賣に關して得られた。季節的販賣を一年の或る日に限り、且つ或る種の商品、例へば時候の變化と共に値の下がるやうなものに制限する一聯の規則が設けられた。しかしながら、政府は、小賣商の欲した如く、季節的販賣の廢止を許さなかつた。

小賣商の價格釣り上げ

小賣商はその競争力を増進するために二つの方法を採用した。彼等は三十四年五月十二日の法律——此の法律は六月卅日迄延期され、次いで九月卅日まで延期された——による一時的安定を利用して、價格を釣り上げ、法定最低價格を強要せんとした。その時以來、この點に關して政府と小賣商間に猛烈な鬭争が續行さ

れて來た。ミュンヘンに於ては、一日の間に數人の商人が不當利得のために收容された。營業許可の取消を含む特別の方策が「高利貸的」價格を脅威した。當局は工業に於ては、最低價格の設定及び價格切下に對する攻撃をなしたに拘らず、食料品の如き重要消耗品に關しては之と全く異り、最低價格を設定してはならぬことを繰返し聲明した。バザリアの商業大臣エッセルは集中の原則を大工業以外の他のものに適用することの誤謬に注意し、商店主或は職人に依る價格釣り上げは地方當局によつて斷乎として反對さるべしと述べた。多くの場合に於て、この點に關し、商店主に反對の行動がとられ、また、市場で商ひする職人や農民に打撃が與へられた。

小賣商の共同購買組合

自衛のために採用された第二の方法は、小賣商人のための共同購買組合の組織と發展とであつた。しかしこれには大きな困難があつた。大商店に反して、小賣商人の需要は容易に計り得なかつたが、それよりなほ悪い事には、かかる組織に信用を得ることが困難であつた。その抵當は、多くの商店間に散在してゐるので有効でなく、従つて、銀行は進んで危険を冒すことをしなかつた。このことは單に私立銀行ばかりではなく、また市營及びその他の公立銀行にも適用された。更に購買組合は問屋と直接衝突するやうになつた。これらのことは絶えざる論議の問題であつたが、しかし或る場所では、購買組合はどうやらこうやら努力してやり通した。

こゝに於てさへ、ドイツの政府は、大企業に對する小企業の地位を自然的に強化せしめることを欲してゐなかつた。一九三四年の四月と五月とに於て、この問

題に關する最後の政治的方針が定められたが、それには小賣商人による反對の形成が伴つた。小賣商内の國民社會主義黨の組織たる「ハーゴ」は、疑ひもなく抑壓の下に、最初に政府の方針を言ひ立てた。聲明に於てこの組織は大商店保存について三つの理由を定めた。第一には、大商店が崩壊すれば、多數の被傭人の失業を意味するからこれを維持すべしとすること、第二には、購買組合は單に大商店の組織に對する反對の計畫に過ぎず、且つ問題の解決に導くものでないから、小賣店主が購買組合を組織してはならぬこと、第三には、銀行貸付の問題に關して、銀行は小企業に特別な支持を與へることが必要だといふ觀念によつて浸潤さるべきでないこと、——これらの小企業が如何に抵當又は保證を見出すかの方法に關しては何等の暗示もないが——。小賣商人の卑屈な退歩を表すこれらの決定は、非常な抗議を捲き起し、而て一週間の後「ハーゴ」は更に理由を與へな

ければならなかつた。國民社會主義國家は商業中産階級の自然的且つ決定的代表であつて、その主たる目的は大商業に對する小商人の保護にあると言はれた。それ故に、自由主義國家の下に必要な自己保護の諸方策はもはや是認されなかつた。即ち實際的に云へば、購買組合は最早存在の権利を持たず、且つそれは問屋から直接購買する舊組織によつて代らるべきであつた。これに伴ひ、「小賣商組合」は問屋、消費組合及び小賣商間の調和作用を薦めるところの宣言を發表することを餘儀なくされた。その結語に曰はく「小賣商人は自らを利己的習慣から解放しよう」と試みねばならない」と。フランクフルター・ツァイツング紙は此れにつけ加へて「窮迫した中産階級の諸團體が問屋の生産力を認めることは如何に困難であつたかを思ひ起すならば、それ等がかゝる積極的態度をとるに至るまでにはどれ程の道程が通過されたかを知る事が出来る」と言つてゐるのは不思議でない。

欺かれた下層中産階級

小賣商と職人に何が残されて居るか？ 大商店の方法に對する彼等の抵抗力は、國民社會主義國家に於ては殆んど増大されてゐない。大産業に於ては既に放棄された「公正競争」の原則が彼等だけに残されてゐる。店舗擴張の制限は諸々の但書に隠蔽されて實際何等の効果がなく、小賣商人は安價で買ふことも出来ないし、また價格を一定することも出来ない。彼等の組合は仕事のために徒弟を訓練するとか、新加入者の統制を行ふとかの純粹に技術的な仕事を益々與へられて居る。しかし、新加入についてさへも、その條件となるものは「主觀的」條件と呼ばれるもの、即ち加入候補者の政治的、技術的、道徳的信用である。下層中産階級の希望の總てである銀行權力の破壊、利子奴隷の廢止、大企業の解散等は欺瞞で

あつた。彼等の經濟的服従に對し、政治的服従が附加される。即ち彼等は、若し彼等が政府に忠實であるならば、唯だその商賣を續行し得るだけである。これが下層中産階級の革命と考へられたものの光輝ある結果である。

下層中産階級の闘争に對するこの結果を強調することが必要である。多くの論者は（而てその中の主なるものは多くの社會主義者である）國民社會主義革命の中にこの階級の革命、即ち總ての他の階級に對するこの階級の政策と權力との主張を見た。この機會に乗じてマルクスの歴史的分析——資本と勞働、ブルジョアとプロレタリアの絶體的對立を明確にして、資本主義的であると同時に社會主義的な國民主義をとる下層中産階級の國家の可能性を無視（さう言はれるが）したところの——が論破せられた。この問題に關しては多くのことが書かれ得る。しかし、本書に於ては、國民社會主義革命の史的説明に限定することとする。けれ

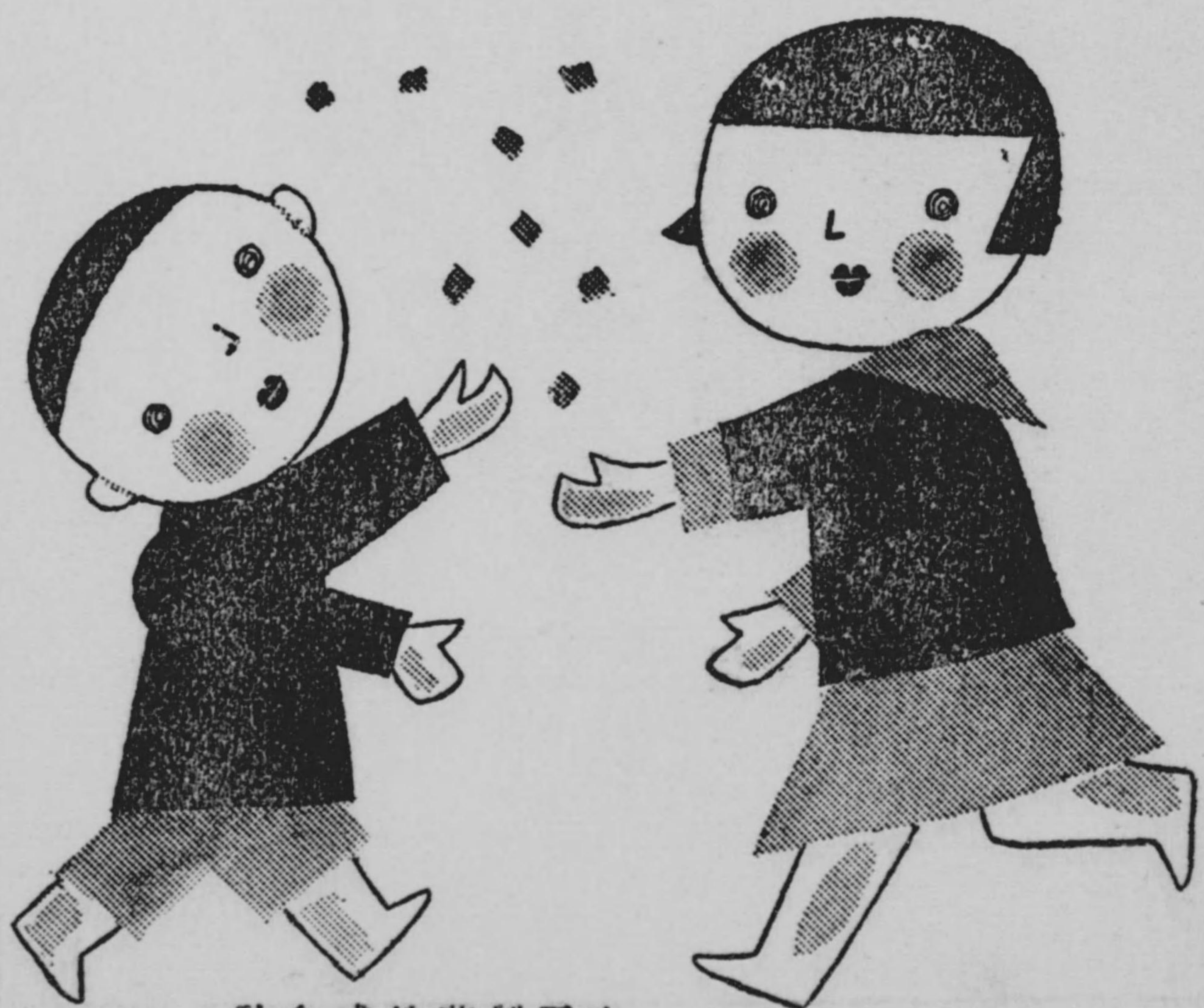
ども、純粹に歴史的分析からして次の諸點は重要である。ヒットラー主義の革命的段階に於ては、共和國の社會機構に向けられた勇猛なる攻撃の多くは、下層中産階級に依つて生れた。この階級の苦患に對する萬能藥としてこの階級から多くの擬似社會主義理論が生れた、殊に組合國家に關する曖昧な又政治的で無い觀念はその希望を支持した。しかし、國民社會主義國家に於ては、下層中産階級が動亂の渦中にわづかに得たものは廢止され、總ての指導權はその手から取り上げられて了つた。この階級の解放されんとする烈しい努力は、たゞドイツを支配する權力の霜わなの中に益々深く自らを捲き込ましめるのみであつた。

森永 ミクルキヤメル



僕の
キラメルね
私の
キラメルよ

十五
銭



森永製菓株式会社

昭和十一年五月二日印刷
昭和十一年五月五日發行

【定價四十銭】

東京市豊島區西巢鴨二丁目二三三七

編輯兼 發行者 伊藤 輔 利

印刷者 和田 茂

東京市豊島區西巢鴨二丁目二三三七

發行所

思想研究所

振替東京六八七番

資本金 四千八百萬圓
 拂込額 參千九百萬圓

明治製糖株式會社

東京市京橋區京橋二丁目

社長 原 邦 造



印^シ角^カ砂^ザ糖^トヲ^ウ召^メ上^シレ^ガ!

ヨク^マ學^ナビ^ケ健康^ンガ^コ第一^ウデス!

絶^タへズ^ユ雪^キヨリ^モ白^ク精^シ撰^シサ^レタ

印^シノ^カ角^カ砂^ガ糖^トヲ^ウ愛^{アイ}用^ヨスル

オ^コ子^タ達^チハ^ケ健^ン康^コデス。



大日本製糖株式會社

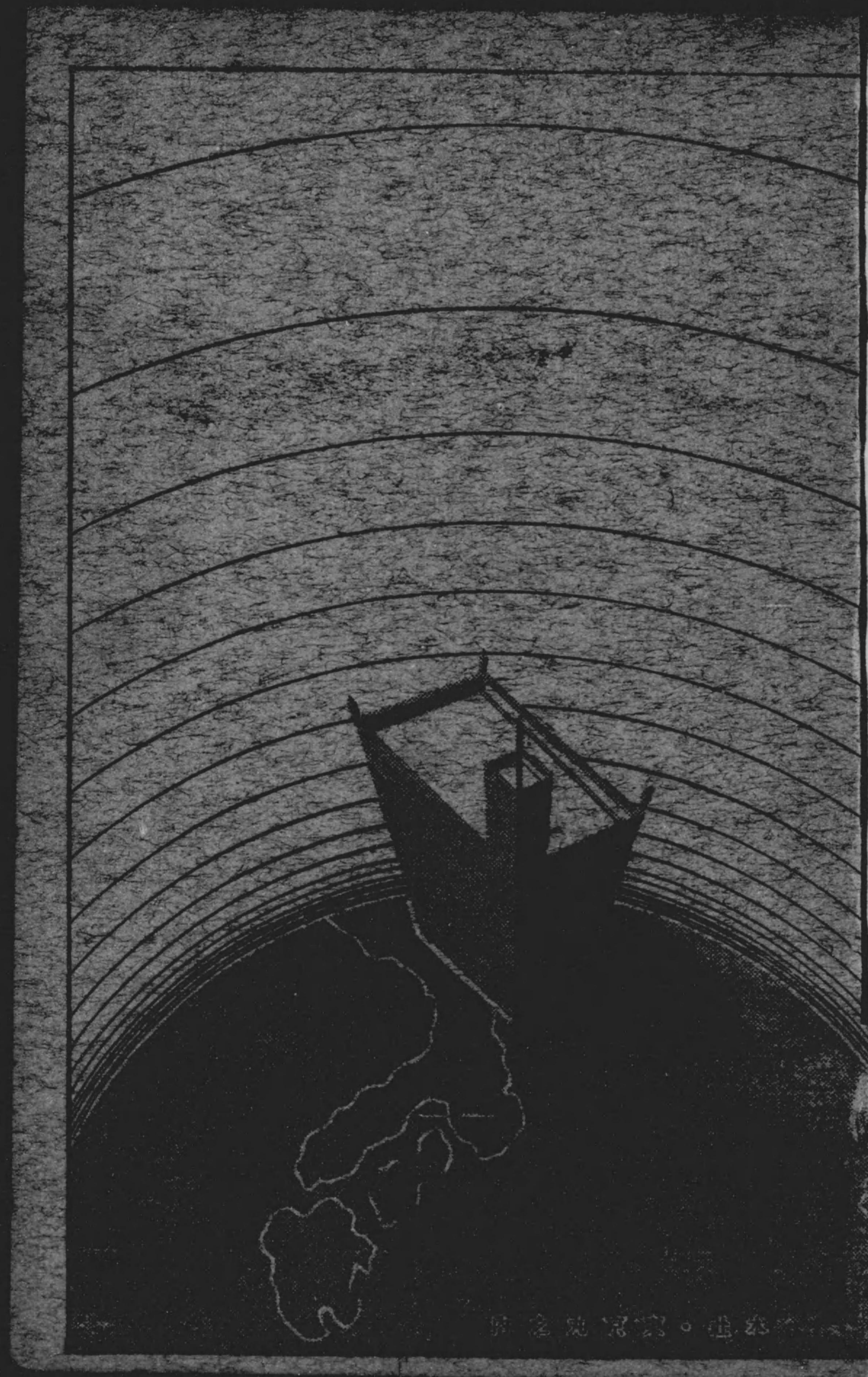
最新最良の設備を有する

共同印刷株式會社

社長 大橋光吉

東京小石川久堅町

電話小石川(85)八一八六



最新最良の設備を有する

共同印刷株式會社

社長 大橋光吉

東京小石川又堅町

電話小石川(85)八一八六

